

教材	項目	頁	科目	該当箇所		改正前	改正後	該当条文(条文番号は改正後)				
令和6年	p46	III	No.27-1	問題		建築主は、特定建築物の増築（非住宅部分の増築に係る部分の床面積の合計が300㎡以上であるものに限る。）をしようとするときは、当該特定建築物（非住宅部分に限る。）を建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう努めなければならない。	建築主は、建築物の増築（増築に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるものに限る。）をしようとするときは、当該増築に係る建築物の全ての部分について、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。	建築物省エネ法10条				
						p109	III	No.3-4	解説	法第6条第1項第一号から第三号までの建築物の なお、鉄骨造、地上8階建て共同住宅は、法第6条第1項第一号及び第三号に該当する。	法第6条第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の なお、地上8階建て共同住宅は、法第6条第1項第一号又は第二号に該当する。	法7条の6 法6条
						p118	III	No.20-2	解説	共同住宅が法第6条第1項第一号から第三号に該当する場合に	共同住宅が法第6条第1項第一号又は第二号に該当する場合に	法90条の2
	p121	III	No.27-1	解説	建築物省エネ法第11条第1項、同法施行令第4条第2項により、原則として、当該特定建築物の非住宅部分を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。	建築物省エネ法第10条第1項、同法施行令第3条により、建築主は、10㎡を超える増築又は改築をしようとするときは、原則として、当該増築又は改築をする建築物の部分、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。当該増築に係る建築物の全ての部分ではない。	建築物省エネ法10条					
			No.27-2	解説	建築物省エネ法第28条第1項及び同法施行令第9条第1項。 当該住宅を同法第29条第1項に規定する	建築物省エネ法第21条第1項及び同法施行令第5条第1項。 当該住宅を同法第22条第1項に規定する	建築物省エネ法21条、22条 建築物省エネ法21条、22条					
			No.27-3	解説	建築物省エネ法第28条第2項及び同法施行令第9条第2項。 当該住宅を同法第29条第1項に規定する	建築物省エネ法第21条第2項及び同法施行令第5条第2項。 当該住宅を同法第22条第1項に規定する	建築物省エネ法21条、22条 建築物省エネ法21条、22条					
			No.27-4	解説	建築物省エネ法第34条第1項。	建築物省エネ法第29条第1項。	建築物省エネ法29条					
	p122	III	No.29-2	解説	建築物省エネ法第40条第1項、同法施行令第11条第1項により、	建築物省エネ法第35条第1項、同法施行令第7条第1項により、	建築物省エネ法35条					
	p133	IV	No.10	解説	ここで、必要壁量は、床面積に規定の数値を乗じて求めるが、2階建の1階部分で、屋根は日本瓦葺であるため、その数値は33cm/㎡である。ただし、いずれの側端部分においても同じ数値を用い、その数値は壁率比の計算時に約分されてしまうため、今回の計算では「α」などと置換すればよい。	ここで、必要壁量は、床面積にその階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和やAi等から決まる数値を乗じて求めるが、いずれの側端部分においても同じ数値を用い、その数値は壁率比の計算時に約分されてしまうため、今回の計算では「α」などと置換すればよい。						
	p134	IV			(建築基準法施行令第46条第4項、平成12年建設省告示第1352号)	【削除】						
	1級 過去問 スーパー 7	p192	III	No.3-1	問題	木造、延べ面積500㎡、高さ9m、地上2階建ての事務所の屋根及び壁の過半の修繕	木造、延べ面積200㎡、高さ9m、平家建ての事務所の屋根及び壁の過半の修繕	法6条				
				p205	III	No.27-2	問題	建築主は、非住宅部分の床面積の合計が300㎡の事務所を新築しようとするときは、当該建築物（非住宅部分に限る。）を	建築主は、床面積の合計が300㎡の事務所を新築しようとするときは、当該建築物を	建築物省エネ法10条		
		No.27-4	問題			建築主は、床面積の合計が300㎡の共同住宅を新築しようとするときは、原則として、その工事に着手する日の21日前までに、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。	建築主は、その新築をしようとする建築物について、エネルギー消費性能の一層の向上を図るよう努めなければならない。	建築物省エネ法6条				
		p268	III	No.3-1	解説	法第6条第1項第一号から第三号までのいずれにも該当せず、第四号に該当する。	法第6条第1項第一号及び第二号いずれにも該当せず、第三号に該当する。	法6条				
No.3-3				解説	法第6条第1項第四号に該当し、都市計画区域内で建築物を建築しようとする場合	法第6条第1項第三号に該当し、同号の建築物を建築しようとする場合	法6条					
No.4-2				解説	法第6条第1項第一号から第三号までの建築物を…(略)…同項第一号から第三号までに該当しないので、	法第6条第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を…(略)…同項第一号及び第二号いずれにも該当しないので、	法7条の6					
p280		III	No.27-1	解説	建築物省エネ法第31条第2項、同法施行令第10条第2項により、1年間に新たに建設する請負型規格共同住宅等の住戸の数が1,000戸以上の場合、特定共同住宅等建設工事業者は、当該住宅を、同法第32条第1項に規定する	建築物省エネ法第24条第2項、同法施行令第6条第2項により、1年間に新たに建設する請負型規格共同住宅等の住戸の数が1,000戸以上の場合、特定共同住宅等建設工事業者は、当該住宅を、同法第25条第1項に規定する	建築物省エネ法24条					
			No.27-2	解説	建築物省エネ法第11条第1項、同法施行令第4条第1項により、非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物は特定建築物に該当し、これを新築しようとするときは、当該特定建築物の非住宅部分を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。	建築物省エネ法第10条第1項により、建築主は、同法施行令第3条で定める規模（10㎡）を超える建築物を建築しようとするときは、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。	建築物省エネ法10条					
			No.27-3	解説	建築物省エネ法第40条第1項、同法施行令第11条第1項かつこ書。	建築物省エネ法第35条第1項、同法施行令第7条第1項かつこ書。	建築物省エネ法35条					
			No.27-4	解説	建築物省エネ法第19条第1項第一号、同法施行令第7条第1項。なお、同法第19条第4項及び同法施行規則第13条の2第2項により、建築物エネルギー消費性能に関する所定の評価結果の書面と併せて届出を行う場合、届出の提出期限は工事着手の3日前までとすることができる。	建築物省エネ法第6条第1項。	建築物省エネ法6条					
	No.28-4		解説	建築物省エネ法第35条第1項第一号、省令第10条。	建築物省エネ法第30条第1項第一号、省令第10条。	建築物省エネ法30条						
令和4年	p357	III	No.27-1	問題	建築主は、非住宅部分の床面積の合計が300㎡の建築物を新築しようとするときは、その工事に着手する日の21日前までに、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。	建築主は、延べ面積300㎡の建築物を新築しようとするときは、その工事に着手する前に、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。	建築物省エネ法11条					
			No.27-3	問題	建築士は、床面積の合計が100㎡の住宅の新築に係る設計を行うときは、原則として、当該住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、当該評価の結果について、書面を交付して説明しなければならない。	建築士は、建築物の新築に係る設計を行うときは、当該設計の委託をした建築主に対し、建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について、当該建築物の工事が着手される前に説明するよう努めなければならない。	建築物省エネ法6条					
	p369	IV	No.10-2	問題	筋かいを入れた壁倍率1.5の軸組の片面に、壁倍率3.7の仕様で構造用合板を釘打ち張りした耐力壁は、壁倍率5.2として存在壁量を算定する。	壁倍率2の筋かいをたすき掛けに入れた軸組の片面に、壁倍率3.7の仕様で構造用合板を釘打ち張りした耐力壁は、壁倍率7.7として存在壁量を算定する。						
					p420	III	No.3-1	解説	法第6条第1項第四号に該当し、	法第6条第1項第三号に該当し、	法6条	
							No.3-3	解説	法第6条第1項により、 設問の建築物は、構造、高さ等が不明であるが、これらによっては法第6条第1項第二号に該当する可能性があり、第二号に該当しない場合は同項第四号に該当する。	法第6条第1項第三号により、	法6条	
No.4-3	解説	同条第1項第十五号で定める軽微な変更該当する。	同条第1項第十六号で定める軽微な変更該当する。	規則3条の2								

教材	項目	頁	科目	該当箇所	改正前	改正後	該当条文(条文番号は改正後)		
令和4年	p433	III	No.27-1	解説	誤りである。建築物省エネ法第11条第1項、第12条第1項、同法施行令第4条第1項。建築主は、特定建築行為（非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上の新築、増築等）をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。設問の特定建築行為は同法第19条の届出義務ではなく、同法第11条の基準適合義務に該当する。なお、同法第12条により、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁等による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。	誤りである。建築物省エネ法第11条第1項、同法第10条第1項。設問の延べ面積300㎡の建築物は、同法第10条第1項による建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物であり、かつ、建築基準法第6条第1項の規定による確認を要する建築物を建築しようとするときは、建築物省エネ法第11条第1項により、原則として、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁等による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。届出義務ではない。	建築物省エネ法11条		
			No.27-2	解説	建築物省エネ法第28条第1項及び第29条第1項。	建築物省エネ法第21条第1項及び第22条第1項。	建築物省エネ法21条、22条		
	p434	III	No.27-3	解説	建築物省エネ法第27条第1項により、建築士は、小規模建築物の建築に係る設計を行うときは、原則として、建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、当該評価の結果について、書面を交付して説明しなければならない。なお、小規模建築物とは、同法第11条第1項に規定する特定建築物及び同法第19条第1項第一号に規定する建築物以外の建築物をいう。	建築物省エネ法第6条第3項及び同法施行規則第1条。	建築物省エネ法6条		
			No.27-4	解説	建築物省エネ法第34条第1項。	建築物省エネ法第29条第1項。	建築物省エネ法29条		
	p435	III	No.29-3	解説	建築物省エネ法第11条第1項及び同法施行令第4条第1項により、設問の建築物は、特定建築物に該当し、その特定建築行為をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準（法第2条第1項第三号）に	建築物省エネ法第10条第1項及び同法施行令第3条により、設問の建築物を建築しようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準（同法第2条第1項第三号）に	建築物省エネ法10条		
	p446	IV	No.9-2	解説	(平成12年建設省告示1352号)	【削除】			
	p447	IV	No.10-2	解説	その倍率は5を超えることはできない。 (建築基準法施行令第46条第4項)	その倍率は7を超えることはできない。 【削除】			
			No.10-3	解説	地震力に対する耐力壁の所要有効長さ(必要壁量)は、床面積や階数、屋根や壁の重さが関係し、はり間方向とけた行方向で同じ値となる。 (建築基準法施行令第46条第4項)	地震力に対する耐力壁の所要有効長さ(必要壁量)は、床面積にその階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和やA1等から決まる数値を乗じて求めるため、はり間方向とけた行方向で同じ値となる。 【削除】			
			No.10-4	解説	(建築基準法施行令第46条第4項の表3)	【削除】			
	1級 過去問 スーパー 7	令和3年	p502	III	No.12	問題 解説	【削除】	【削除】	令43条、46条
			p508	III	No.21-3	問題	地上2階建て	平家建て	法6条の4
			p573	III	No.3-1	解説	法第6条第1項第四号に該当し、	法第6条第1項第三号に該当し、	法6条
			p574	III	No.3-4	解説	法第87条の4により、政令（令第146条第1項第一号）で指定する昇降機を法第6条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、確認済証の交付を受ける必要がある。設問の建築物は、同項第三号に該当するので、	法第87条の4により、政令（令第146条第1項第一号）で指定する昇降機を法第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物に設ける場合においては、確認済証の交付を受ける必要がある。設問の建築物は、同項第二号に該当するので、	法87条の4
No.4-3					解説	法第6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築する場合においては、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることはできない。設問の建築物は、同項第一号から第三号までに該当しないので、	法第6条第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を新築する場合においては、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることはできない。設問の建築物は、同項第一号及び第二号いずれにも該当しないので、	法7条の6	
p583			III	No.21-3	解説	法第6条第1項第四号に該当する建築物で	法第6条第1項第三号に該当する建築物で	法6条の4	
p586			III	No.28-2	解説	建築物省エネ法第31条第1項、同法施行令第10条第1項により、1年間に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数が300戸以上の場合、特定一戸建て住宅建設工事業者は、当該住宅を同法第32条第1項に規定する	建築物省エネ法第24条第1項、同法施行令第6条第1項により、1年間に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数が300戸以上の場合、特定一戸建て住宅建設工事業者は、当該住宅を同法第25条第1項に規定する	建築物省エネ法24条	
令和2年	p667	III	No.30-2	問題	建築主は、特定建築物以外の建築物で床面積の合計が300㎡以上のものを新築しようとするときは、所定の事項に関する計画の所管行政庁への届出に併せて、建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価の結果を記載した書面を提出することができる。	建築主等は、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し所管行政庁の認定を申請する場合において、所管行政庁に対し、当該計画が建築基準法に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には、当該申請に併せて所定の確認申請書を提出しなければならない。	建築物省エネ法29条、30条		
	p723	III	No.3-1	解説	法第6条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、確認済証の交付を受ける必要がある。設問の建築物は、同項第一号及び第三号に該当する。	法第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物に設ける場合においては、確認済証の交付を受ける必要がある。	法87条の4		
			No.3-4	解説	法第6条第1項第四号に該当する。都市計画区域内で建築物を	法第6条第1項第三号に該当する。同号の建築物を	法6条		
	p724	III	No.4-4	解説	法第6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築する場合には、当該建築物の建築主は、原則として、法第7条第5項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該建築物を使用し、又は使用させてはならない。設問の建築物は、法第6条第1項第一号から第三号までに該当しないので、	法第6条第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を新築する場合には、当該建築物の建築主は、原則として、法第7条第5項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該建築物を使用し、又は使用させてはならない。設問の建築物は、法第6条第1項第一号及び第二号いずれにも該当しないので、	法7条の6		
	p729	III	No.13-3	解説	特定構造計算基準（審査が比較的容易にできる構造計算：令第9条の3により、許容応力度等計算）を、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する建築主事（規則第3条の13第1項により、特定建築基準適合判定資格者である建築主事）が審査を行う場合は、	同項第一号に定める特定構造計算基準のうち、審査が比較的容易にできる構造計算（令第9条の3により、許容応力度等計算）を、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する建築主事等（規則第3条の13第1項により、特定建築基準適合判定資格者である建築主事等）が審査を行う場合は、	法6条の3		
	p737	III	No.30-2	解説	建築物省エネ法第19条第1項第一号及び同法施行令第7条第1項により、建築主は、特定建築物以外の建築物で床面積の合計が300㎡以上のものを新築しようとするときは、所定の事項に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。また、この届出に併せて、同法第19条第4項及び同法施行規則第13条の2第1項により、建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価の結果を記載した書面を提出することができる。	建築物省エネ法第29条第1項、同法第30条第2項。	建築物省エネ法29条、30条		
	p746	IV	No.9-1,2,4	解説	(平成12年建設省告示第1352号)	【削除】			
			No.9-3	解説	(平成12年建設省告示第1352号)	【削除】			
	p747	IV	No.10-4	解説	屋根材を軽量化することは、建築物に作用する地震力を低減することにつながるため、耐震性向上に有効である。なお、建築基準法施行令第46条第4項表2に規定されている「階の床面積に乗ずる数値」は、重い屋根よりも軽い屋根のほうが小さい値となっている。	屋根材を軽量化することは、建築物に作用する地震力を低減することにつながるため、耐震性向上に有効である。			

教材	項目	頁	科目	該当箇所			改正前	改正後	該当条文(条文番号は改正後)	
1級 過去問 スーパー 7	令和元年	p800	III	No.13	問題	解説	【削除】	【削除】	令43条、46条	
		p810	III	No.30-1	問題		特定建築物以外の建築物の新築において、建築主が所定の事項に関する計画を所管行政庁に届け出なければならないのは、床面積の合計が2,000㎡以上の場合である。	建築主は、事務所に常時外気に開放された開口部を有しない床面積10㎡の増築をしようとするときは、当該増築をする部分を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。	建築物省エネ法10条	
		p864	III	No.3-1		解説	法第6条第1項第一号及び第三号に該当する。第一号から第三号までに掲げる建築物を、	法第6条第1項第一号に該当する。第一号若しくは第二号に掲げる建築物を、	法6条	
		p865	III	No.3-2		解説	都市計画区域内にある鉄骨造、延べ面積200㎡、2階建ての仮設の工事管理事務所は、法第6条第1項第三号に該当し、	都市計画区域内にある2階建ての仮設の工事管理事務所は、法第6条第1項第二号に該当し、	法6条	
				No.3-3		解説	法第6条第1項第四号に該当し、都市計画区域内で建築物を	法第6条第1項第三号に該当し、同号の建築物を	法6条	
				No.4-1		解説	法第6条第1項第一号及び第三号に該当する。法第7条の6第1項により、法第6条第1項第一号から第三号までの建築物を	法第6条第1項第一号に該当する。法第7条の6第1項により、法第6条第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を	法7条の6	
		p878	III	No.30-1		解説	建築物省エネ法第19条第1項第一号、同法施行令第7条第1項により、特定建築物以外の建築物で、その床面積の合計が300㎡以上のものを新築しようとするときは、当該建築物の建築主は、原則として、その工事に着手する日の21日前までに、当該行為に係る所定の事項に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。	建築物省エネ法第10条第1項、同法施行令第3条により、増築に係る部分の床面積が10㎡以下なので、適合させなくてもよい。	建築物省エネ法10条	
		p886	IV	No.9-1		解説	地震力に対する耐力壁の所要有効長さ(必要壁量)は、床面積や階数、屋根や壁の重さが関係し、張り間方向と桁行方向で同じ値となる。 (建築基準法施行令第46条第4項)	地震力に対する耐力壁の所要有効長さ(必要壁量)は、床面積にその階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和やAi等から決まる数値を乗じて求めるため、張り間方向と桁行方向で同じ値となる。	【削除】	
				No.9-2		解説	(建築基準法施行令第46条第4項)	【削除】		
	p887	IV	No.9-4		解説	足し合わせた倍率は5を超えることはできない。	足し合わせた倍率は7を超えることはできない。			
			No.10-4		解説	柱の小径は、原則として、施行令にて定められている主要な横架材相互間の垂直距離に対する割合以上としなければならないが、 (建築基準法施行令第43条第1項)	柱の小径は、原則として、所定の算定式によって求められた数値以上としなければならないが、	【削除】		
	平成30年	p940	III	No.13	問題	解説	【削除】	【削除】	令43条、46条	
		p949	III	No.28-1	問題		延べ面積1,500㎡、高さ13m、軒の高さ10mの木造の平家建ての体育館	延べ面積1,500㎡、高さ17mの木造の平家建ての体育館	法20条	
				No.28-4	問題		延べ面積500㎡、高さ14m、軒の高さ9mの木造の地上3階建ての共同住宅	延べ面積500㎡、高さ14mの木造の地上4階建ての共同住宅	建築士法3条	
		p1005	III	No.3-1		解説	法第6条第1項第四号により、	法第6条第1項第三号により、	法6条	
				No.3-2		解説	法第6条第1項第一号から第三号に	法第6条第1項第一号又は第二号に	法87条の4	
				No.3-3		解説	鉄骨造、延べ面積200㎡、平家建ての事務所は、法第6条第1項第一号から第三号までには該当せず、第四号に該当する。都市計画区域内で建築物を	延べ面積200㎡、平家建ての事務所は、法第6条第1項第一号及び第二号いずれにも該当せず、第三号に該当する。同号の建築物を	法6条	
		p1018	III	No.29-2		解説	同法第6条の3第1項ただし書により、①審査が	同法第6条の3第1項ただし書により、同項第一号に定める①審査が	法6条の3	
				No.30-3		解説	建築物省エネ法第12条第7項により、	建築物省エネ法第11条第7項により、	建築物省エネ法11条	
				No.30-4		解説	建築物省エネ法第35条第8項。	建築物省エネ法第30条第8項。	建築物省エネ法30条	
		p1026	IV	No.9-1		解説	(建築基準法施行令第46条第4項の表3)	【削除】		
p1027	IV	No.10		解説	(平成12年建設省告示第1352号)	【削除】				
				解説	また、必要壁量は側端部分の床面積に下表に示す値(本問では33cm/㎡)を乗じた値となる。ただし、この乗ずる値は計算過程で約分されて消えるので、下表の値がわからなくても「a」などと置き換えてやれば壁率比を求めることはできる。	また、必要壁量は側端部分の床面積にその階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和やAi等から決まる数値を乗じた値となる。ただし、この乗ずる値は計算過程で約分されて消えるので、「a」などと置き換えてやれば壁率比を求めることはできる。				
p1028	IV			解説	(平成12年建設省告示第1352号)	【削除】				